

「自動車登録のあり方に関する検討会」第1回議事概要

1. 日 時 平成 22 年 11 月 12 日（金）14:00～16:30

2. 場 所 国土交通省国際会議室（中央合同庁舎 3 号館 8 階）

3. 委員からの主な発言

（1）所有権の公示の必要性について

- 自動車の所有権の公示については、その財産価値に着目するのではなく、社会の主要な移動手段であるという自動車の特殊性に鑑み、安全の観点や責任問題の観点等からその必要性を考えるべき。本格的にその必要性を議論するのであれば、より幅広い関係者の意見聴取が必要。

- 自動車の所有権の公示を行わない場合には、保険請求や損害賠償請求といった行為、自動車の仮差押えや強制執行（最高裁判所規則）などに多大な影響を及ぼす。因果関係は定かではないが、所有権の確認を行っていないイギリスにおいて車両の盗難件数が諸外国よりも多いことを鑑みれば、盗難が増えることが想定される。

- 自動車ユーザーの観点からは、自動車の登録は、ディーラーなどの代理人が自動車ユーザーに代わり申請をしているのが実態であることから、諸手続の手間は最小限であり、車という財産を守るため、所有権の公示は維持されることが望ましい。

- 自動車はクレジット販売が多く、取引の安定性は重要。所有権の公示は必要と考える。登録を選択制とするアイデアについては、各ユーザーへの説明、意思確認等を要し、ユーザーに混乱をもたらすこととなるため、選択制は望ましくない。

（2）軽自動車との関係について

- 国民は、登録車と軽自動車が所有権の公示の有無で違いがあることを十分認識していない。かかる現状において、所有権の公示のない軽自動車がトラブルが少ないからといって、登録自動車も所有権の公示を無くすという議論は、現状を踏まえていない議論と考える。

- 軽自動車の車検証には所有者の欄があるため、所有権の公示がなされていない為に起こるトラブルは少ない。ただ、年間 10 件程度「勝手に名義変更された」等の相談が寄せられている。

- 自動車の盗難車種を見ると、トップ 10 に 2 車種の軽自動車が含まれている。その意味では、軽自動車の盗難は多いと思われる。
- 登録車と軽自動車については、歴史的経緯を背景に現在のような制度になっていると思われる。既に税制など、二つの別の制度を前提とした社会的な仕組みが構成されている。一元化するという考え方はあり得るが、幅広い関係者に影響する話であり、関係者の混乱などもあるであろう。

(3) 登録識別情報制度について

- 登録識別情報制度の運用に関し、現行の制度では、自動車の売買において新所有者は旧所有者の登録識別情報の真正性を確認できず、悪意の所有者がいる場合、自動車売買後に新所有者が登録をできないこととなるので、この利用拡大を図るのであれば改善が必要。
- 登録識別情報制度の活用範囲を広げ、広く自動車登録において印鑑証明書に代わる本人確認手段とする考えは、不動産登記で印鑑証明書及び登記識別情報制度が二重の本人確認手段とされていることを踏まえれば並びを変える議論である。

以 上